

裁 決 書

審査請求人

大阪市西成区

処 分 庁

大阪市西成区保健福祉センター所長

審査請求人が、平成23年3月8日付けで提起した生活保護法に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年2月14日付けで行った保護停止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年2月14日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護停止決定処分(以下「本件停

止決定」という。)の取り消しを求めるものと解される。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

この度提出書類がおくれ停止に成りましたが提出致しましたので保護もう一度よろしくお願ひします。

処分庁に提出(3月8日)しております。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成22年8月4日付けで、請求人は処分庁に対し、「仕事がないため」との理由により、保護開始申請を行い、処分庁は請求人に対して、同日付けで保護を開始したこと。

(2) 平成23年2月14日付けで、処分庁は請求人に対し、「居住実態不明であるため。10月29日～11月4日にかけて得た収入について、再三の指示にも関わらず、根拠書類の提出、説明がなされない為。」との理由により、保護を停止する期間を平成23年2月1日から同年7月31日までとする本件停止決定を通知したこと。

(3) 平成23年5月24日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成22年12月1日 請求人が口座振替依頼の為に来所した際、提出した通帳により、以下の入金が判明。

10月29日 [REDACTED] 円、11月1日

日 [ ] 円、11月1日 [ ] 円、11月3  
日 [ ] 円、11月4日 [ ] 円 合計 [ ]  
円、

入金について聞いたところ、請求人は、[ ]（存命であり、現在入院中との申し出）の所有する家を[ ]という[ ]に売った代金が、請求人の口座に振り込まれたとのこと。またこのお金についてはすでに[ ]のために、消費済みで残っていないとの申立。この入金と、その用途について挙証資料となるものを揃え、再度来所するよう指示する。（具体的に、売買契約書、手続きに関与した弁護士等の氏名、連絡先、登記簿本。また、何故、[ ]が存命であるにも関わらず、請求人に支払われたのかの説明を求めたもの。また、「[ ]のために使った。」とする挙証資料も求めた。）

イ 平成22年12月24日 平成23年1月分保護費の受け取りに請求人は、[ ]という[ ]と来所。請求人は、「この人に売りました。」とだけ言い、[ ]という[ ]とともにその場を立ち去る。

ウ 平成23年1月17日 請求人来所するも、挙証資料は持参しておらず、口頭でのみ、[ ]の所有する家を売ったという趣旨の話を繰り返すため、その内容を書類にして提出するよう説明し、1月28日までの挙証資料の提出期限をもうけたが、請求人からの提出はなかった。

エ 平成23年2月4日 請求人は来所するも、資料の提出はなく、「自身の保護がすでに止められていたとしても、売買契約や登記移転等の資料は提出したい。」といい、「今は[ ]の文化住宅に住んでいる。」と言い残し、帰っていった。

オ 平成23年2月7日 請求人の停廃止の可否について、ケー

ス 診断会議を開く。請求人の保護停止を決定する。

カ 平成23年3月8日 請求人来所し、家の売買契約書を提出する。

キ 弁明の正当性

①199万円にのぼる請求人の収入について、相当の期間をもうけ、挙証資料や根拠資料の提出を求めたが、提出、明確な説明がなかった。②平成23年1月末をもって、家賃滞納により、ロックアウトされており、生活保護停止決定時点では生活保護を申請した住所地には住んでいない事が明らかである。③請求人が述べている、3月8日付の提出資料とは、「土地建物売買契約書」のみであり、本職が指示していた、挙証資料は整っておらず、入金された内容について、説明出来るものではなかった。以上により、本職が請求人に対して、平成23年2月1日付で保護停止とした処分については正当な処分であり審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(4) 平成23年6月15日付けで、審査庁は請求人に対し、上記(3)の認定事実について記載された処分庁の弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

## 2 判断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければ

ならない。」と規定している。

(2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、その第1項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」と定めている。この場合の、居住地とは、客観的な居住の事実のある「すまい」であり、居住事実の継続性若しくはその期待性が具わっている場所と解されている。

(3) 法第26条は「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。「保護を必要としなくなったとき」とは、被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合であると解されている。

(4) また、法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

更に、法第62条第1項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。

なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定してい

る。

(5) 本件についてみると、前記第2の1の(2)及び(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人の口座に■■■■■円の入金があることを確認したため、請求人に対し、その入金と用途についての挙証資料の提出を指示したが、口頭による説明のみで、資料の提出や明確な説明がなかったこと、また、平成23年1月末をもって、家賃滞納により、ロックアウトされており、居住実態が不明であることから、指示違反、居住実態不明を理由として本件停止処分を行ったことが認められる。

(6) 処分庁は、■■■■■円にのぼる請求人の収入について、相当の期間をもうけ、挙証資料や根拠資料の提出を求めたが、提出、明確な説明がなかったため、本件停止処分は正当である旨主張する。挙証資料や根拠資料の提出の指示については、処分庁が審査庁に提出した弁明書や挙証資料では、その根拠規定が明らかにされていないが、前記第2の1の(3)の認定事実による当該指示を行った経過から推認すれば、前記(4)に示す法第27条第1項に基づいた指示であるとみることができ、そうすると、前記(4)のとおり、処分庁は、法第27条の規定による指示に従わないとして保護を停止する場合は、請求人に対して弁明の機会を与えなければならないところ、前記第2の1の(3)の(エ)の認定事実のとおり、請求人が、「売買契約や登記移転等の資料は提出したい。」と申し出ているにもかかわらず、その申出を組み入れず、その3日後に本件停止処分を行っていることから、本件停止処分においては、請求人に対して弁明の機会を与えていないといわざるを得ず、停止処分の手続き上に瑕疵があると認めざるを得ない。

(7) また、処分庁は、平成23年1月末をもって、家賃滞納により、ロックアウトされており、生活保護停止決定時点では生活保護を申請した住所地には住んでいない事が明らかであるから、本

件停止処分は正当である旨主張する。しかしながら、生活保護停止決定時点では生活保護を申請した住所地には住んでいない事が明らかであるとしても、前記第2の1の(3)のエの認定事実のとおり、請求人は処分庁に対し、生活保護停止決定以前に「今は■■■■の文化住宅に住んでいる。」と告げているのであるから、転居先が現住所地と同じ区内であり、仮に、これが事実であれば、処分庁は、前記(2)及び(3)に基づき、転居先において、請求人がその管理に属する処分庁の所管区域内に居住地を有する要保護者に当たるかを判断して、保護を継続するかを決定すべきところ、請求人が告げた転居先の詳細を調べ、実際に転居しているかを確認せず、停止決定を行ったことについて、手続き上の瑕疵があると認めざるを得ない。

(8) なお、処分庁は、平成23年3月8日付けで請求人が処分庁に提出した「土地建物売買契約書」のみでは、指示した挙証資料は整っておらず、入金された内容について、説明出来るものではなかったと主張しているが、そもそも当該資料は本件停止処分の後に提出されたものであり、このことをもって、本件停止処分の正当性を判断することはできないので、処分庁の主張には理由がない。

(9) したがって、処分庁が請求人に対して行った本件停止決定は、取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年2月16日

審査庁 大阪府知事 松井 一

